

徳島県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所 の所在地及び名称	認可年月日
三好市池田町 池田土地改良区	令和二年六月十七日
三好市池田町 箸蔵土地改良区	同 十八日
三好市三野町 三野町清水土地改良区	同
板野郡藍住町 川口土地改良区	同 十九日
小松島市横須町 田浦堰土地改良区	同
吉野川市鴨島町 敷地土地改良区	同 二十二日
吉野川市鴨島町 寺谷土地改良区	同
鳴門市大麻町 市場土地改良区	同 七月二日
小松島市芝生町 田野芝生土地改良区	同 六日